

支配関係事業年度開始日における時価が帳簿価額を下回っていない資産並びに時価純資産価額及び簿価純資産価額等に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	()
----------------------	------------------	-----	-----

別表十四(六)付表一
平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 支配関係事業年度開始日における時価が帳簿価額を下回っていない資産に関する明細書					
引 継 資 産			保 有 資 産		
名 称 等	時 価	帳簿価額	名 称 等	時 価	帳簿価額
	円	円		円	円

II 時価純資産価額及び簿価純資産価額等に関する明細書					
時価純資産価額及び簿価純資産価額等の算定の対象となる法人名	1		(1)の法人の支配関係事業年度の前事業年度等	5	・ ・ ・ ・
特定資産譲渡等損失額の特例に係る特定引継資産又は特定保有資産の別	2	特定引継資産・特定保有資産	(5)の支配関係事業年度の前事業年度等終了の時点における時価純資産価額又は特定適格組織再編成等の直前における時価資産価額(18の①)－(29の①)	6	円
特定適格組織再編成等の日	3	・ ・	(5)の支配関係事業年度の前事業年度等終了の時点における簿価純資産価額又は特定適格組織再編成等の直前における簿価資産価額(18の②)－(29の②)	7	
支配関係発生日	4	・ ・			
支配関係事業年度の前事業年度等終了の時点における時価純資産価額及び簿価純資産価額又は特定適格組織再編成等の直前における時価資産価額及び簿価資産価額の明細					
資 産			負 債		
名 称 等	時 価	帳簿価額	名 称 等	時 価	帳簿価額
	①	②		①	②
	円	円		円	円
8			19		
9			20		
10			21		
11			22		
12			23		
13			24		
14			25		
15			26		
16			27		
17			28		
計	18		計	29	

別表十四（六）付表一の記載の仕方

1 支配関係事業年度開始日における時価が帳簿価額を下回っていない資産に関する明細書

- (1) この明細書は、法人が令第123条の8第3項第5号《特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入》（同条第14項において準用する場合を含みます。以下同じ。）若しくは平成29年改正前の令（以下「平成29年旧令」といいます。）第123条の8第3項第5号《特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入》（同条第14項において準用する場合を含みます。以下同じ。）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が法第81条の3第1項《個別益金額又は個別損金額》（令第123条の8第3項第5号又は平成29年旧令第123条の8第3項第5号の規定により法第81条の3第1項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の

中に記載してください（2についても同じです。）。

- (2) 平成29年4月1日前に最後に法第62条の7第1項《特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入》の支配関係があることとなった同項に規定する支配関係法人との間で行われた同項に規定する特定適格組織再編成等については、「支配関係事業年度開始日」とあるのは、「支配関係発生日」として記載します。

2 時価純資産価額及び簿価純資産価額等に関する明細書

この明細書は、法人が令第123条の9《特定資産に係る譲渡等損失額の計算の特例》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が法第81条の3第1項（令第123条の9の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合に、令第123条の9第1項第1号に規定する時価純資産価額及び簿価純資産価額又は同条第9項第1号に規定する移転時価資産価額及び移転簿価資産価額の算定の対象となる法人ごとに記載します。